

表 283 苦情の原因場所及び処理

	件数	営業者の措置				
		営業禁停止	指導票交付	口頭説諭	他自治体通報	始末書徴収
総 数	277	-	7	121	37	1
飲 食 店 営 業	72	-	3	65	4	-
菓 子 製 造 業	9	-	1	5	3	-
魚 介 類 販 売 業	10	-	2	8	-	-
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-
乳 類 販 売 業	2	-	-	2	-	-
乳 処 理 業	1	-	-	-	1	-
乳 製 品 製 造 業	1	-	-	-	1	-
食 肉 販 売 業	10	-	1	6	3	-
め ん 類 製 造 業	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	2	-	-	1	1	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	-	-	-	1	-
食 品 製 造 業	2	-	-	1	1	-
菓 子 販 売 業	2	-	-	1	1	-
食 品 販 売 業	39	-	-	27	11	1
そ の 他 の 営 業	15	-	-	5	10	-
不 明	80					
不 良 違 反 で な い も の	24					
消 費 者 に 原 因 す る も の	7					

注) 市場食品衛生検査所分を含む。

注2) 「営業者の措置」の内容をより明確にするため、分類を増やした。

資料：健康安全室